

鋸南町住宅取得奨励金交付制度のご案内

この案内は、鋸南町が町内に新築住宅等（一戸建て住宅及び併用住宅）を取得（建築又は購入）した方に対し、住宅取得奨励金を交付する鋸南町住宅取得奨励金交付制度について、制度の内容と申請方法等を記載したパンフレットですので、ご参考にして下さい。

※申請の際には、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱についても熟読願います。

鋸 南 町

令和5年9月1日 改訂

目次

対象区域	・・・・・・・・	1
交付対象者	・・・・・・・・	1
交付対象となる住宅	・・・・・・・・	2
新築住宅を取得した方		
対象住宅の認定について	・・・・・・・・	3
奨励金の額	・・・・・・・・	3
申請に必要な書類		
1. 対象住宅の認定申請時	・・・・・・・・	4
2. 対象住宅の交付申請時	・・・・・・・・	5
交付までの流れについて	・・・・・・・・	6
中古住宅を取得した方		
奨励金の額	・・・・・・・・	8
申請に必要な書類	・・・・・・・・	9
交付までの流れについて	・・・・・・・・	10

対象区域

鋸南町全域が対象となります。

交付対象者

奨励金の交付の対象となる方は、町内に対象住宅を取得（建築又は購入）した18歳以上の方であって、次の全てに該当するものとします。

- (1) 奨励金の交付申請時において、対象住宅に定住※していること。
- (2) 対象住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。
- (3) 奨励金の交付申請時において、自ら及び同居している者に町税等の滞納がないこと。
- (4) この制度による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。
- (5) 自ら及び同居している者が、鋸南町暴力団排除条例（平成24年鋸南町条例第2号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 該当する行政区に加入し、活動に協力的であること。
- (7) 令和8年3月31日までに奨励金の交付の決定を受けることができる見込みがあること。

※ 定住：この制度では、15年以上居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有(共有を含む。)する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。

交付対象となる住宅

1. 新築住宅

奨励金の交付の対象となる新築住宅は、次の全てに該当するものとします。

- (1) 自己の居住の用に供するために町内に新たに建設又は購入され、建設後使用されたことの無い一戸建て住宅又は併用住宅で、その建設工事の完了の日から起算して1年以内のもの。
- (2) 令和5年9月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認済証の交付を受け、令和8年3月31日までに同法に基づく完了査済証の交付を受けられるもの。
(※ 但し、町内の建築確認申請が不要な区域は建築工事届とする。尚、建築工事届の場合においても、対象となる住宅は建築士の設計によるもので完成時に関連書類の提出が必要となる)
- (3) 住宅として使用する部分の床面積が70㎡以上のもの。
- (4) 併用住宅は、延床面積の2分の1以上が居住用面積であること。
注) 本制度は既存住宅の建て替えの場合も交付の対象となります。

2. 中古住宅

奨励金の交付の対象となる中古住宅は、次の全てに該当するものとします。

- (1) 町内に建設された一戸建て住宅又は併用住宅であって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過しているもの。
- (2) 建物登記がされている住宅であること。
- (3) 住宅として使用する部分の床面積が70㎡以上のもの。
- (4) 併用住宅は、延床面積の2分の1以上が居住用面積であること。
- (5) 昭和56年6月1日以後に建築された住宅であること。
- (6) 3親等以内の親族から購入したものでないこと。

新築住宅を取得した方

対象住宅の認定について

※ 新築住宅を取得（建築又は購入）した場合のみ

この制度による奨励金の交付を受けようとする場合は、事前に対象住宅に該当するかどうかの認定を受ける必要があります。

認定申請の時期については、対象住宅に係る建築確認済証の交付日又は建築工事届の届出日（売買契約の場合は、当該売買契約の締結日）から3ヶ月以内となります。

奨励金の額

奨励金の額は次の表のとおりとなります。

なお、基準額に該当する加算額を加えた金額と、工事請負契約書または売買契約書の金額（消費税及び地方消費税の額を除く）に補助率を乗じた金額を比較して、少ない額を補助します。

申請者	補助率	基本額	配偶者 加算額	子育て世帯加算額 (18歳未満の子1人につき)	町内建設業者 加算額	最大補助額
50歳未満	1/5	200万円	60万円	30万円 (最大3人まで)	50万円	400万円
50歳以上		90万円	30万円	30万円 (最大1人まで)		200万円

※留意事項

- (1) 申請者の年齢は、奨励金対象住宅の認定申請時の年齢で判断します。
- (2) 配偶者加算額は、奨励金対象住宅の交付申請時に申請者と同居しており、戸籍法第74条に規定する婚姻の届出を提出し、受理されている方とします。

- (3) 子育て世帯加算は、奨励金対象住宅の認定申請時の属する年度の4月1日時点の年齢で判断し、交付申請時に申請者と同居している人数に応じて加算されます。
- (4) 町内建設業者とは建設業法に規定する建設業者等で、法人については町内に本・支店があり、個人については町内に主たる事業所がある業者です。
- (5) 対象住宅1戸につき1回限りの交付です。

申請に必要な書類

【1. 対象住宅の認定申請時】

奨励金対象住宅認定申請については、別紙の「住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（第1号様式）」に必要事項を記載のうえ、下記の添付書類を添えて申請して下さい。

なお、この申請は、本町への転入及び定住を予定されている方が、転入届出以前においても、行えることとします。

No.	添付書類	備考
1	申請者及び同居を予定している者の住民票の写し	
2	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
3	居住用面積が明らかになる図面及び計算書	
4	建築士免許証の写し	
5	建築確認済証又は工事届の写し	
6	定住誓約書(第2号様式) ※申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。	
7	その他町長が必要と認める書類 民間確認検査機関による建築確認の場合は建築確認申請書第1面～第5面の写し	

【2. 対象住宅の交付申請時】

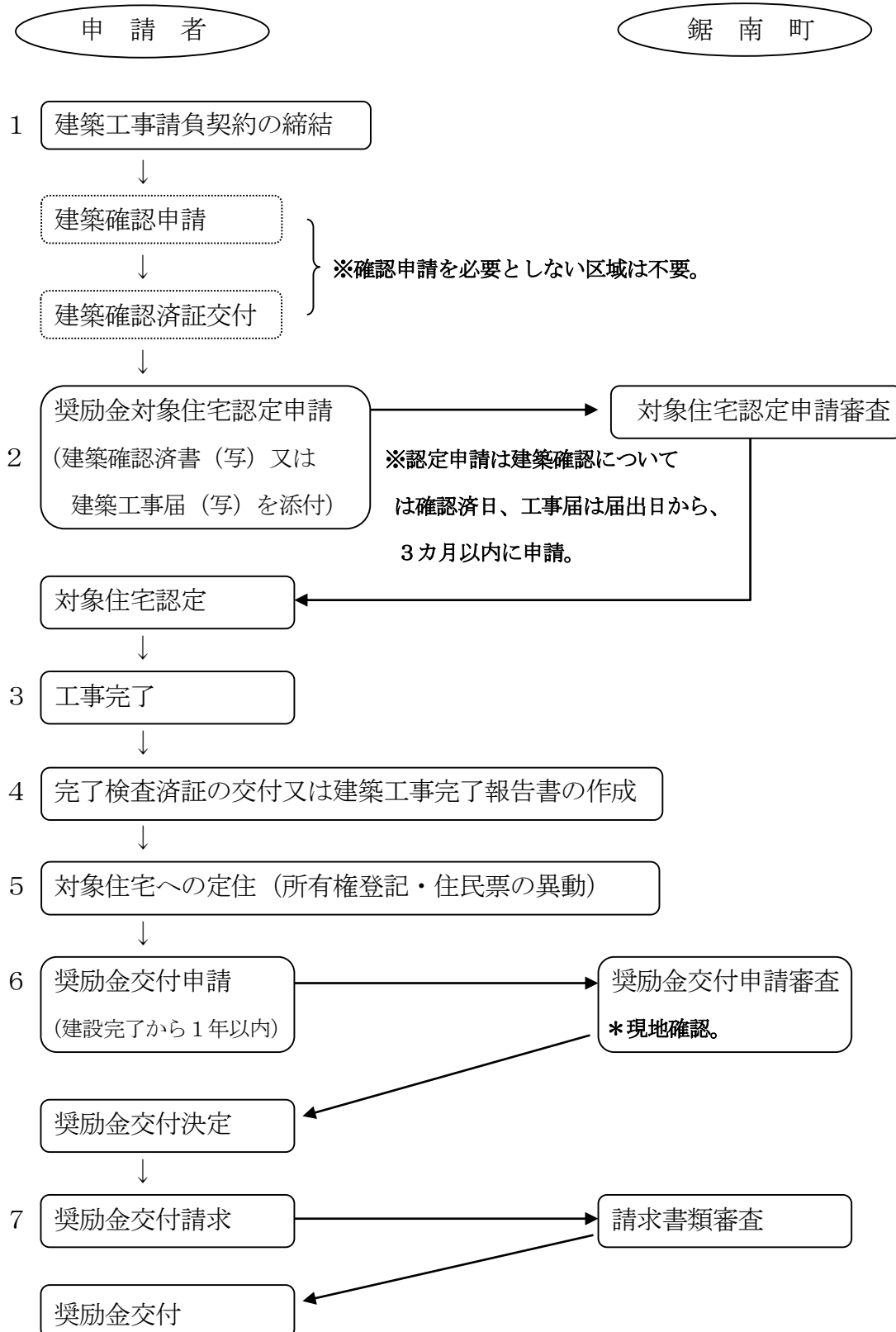
奨励金交付申請については、別紙の「住宅取得奨励金交付申請書（第5号様式）」に必要事項を記載のうえ、下記の添付書類を添えて申請して下さい。

No.	添付書類	備考
1	申請者及び同居している者の住民票の写し（対象住宅認定申請時から変更のある場合）	
2	町税等納付状況調査同意書（第6号様式）	
3	登記事項証明書等の新築住宅の所有者がわかるもの	
4	居住用面積が明らかになる図面及び計算書（対象住宅認定申請時から変更のあった場合）	
5	建築完了検査済証の写し又は建築工事完了報告書（第12号様式） ※建築工事完了報告書の提出の場合、建築確認申請完了検査に準ずる工事写真を添付すること。	
6	住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（第3号様式）の写し	
7	その他町長が必要と認める書類	

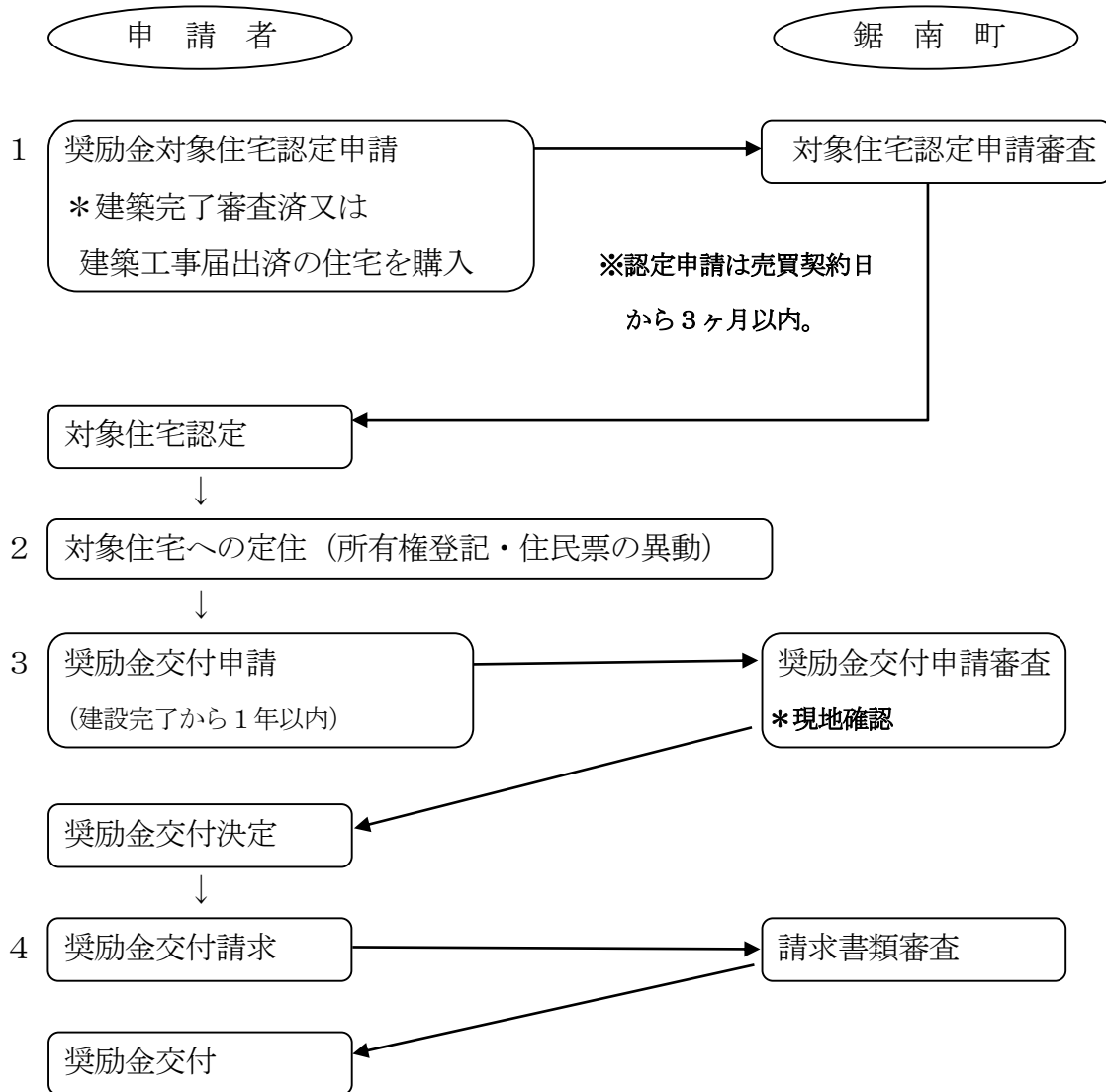
- (1) 町で申請の内容を審査後、奨励金の交付決定をした場合には「住宅取得奨励金交付決定通知書（第7号様式）」を、奨励金の交付をしない場合には「住宅取得奨励金不交付決定通知書（第8号様式）」を送付します。
- (2) 奨励金交付決定通知書を受け取った時は、同封された「住宅取得奨励金交付請求書（第9号様式）」に必要事項を記載し、町に提出して下さい。
- (3) 上記の請求書を町が受理し、奨励金交付の手続きが完了次第、奨励金を交付（申請者名義の金融機関口座に振込み）します。

交付までの流れについて

建築工事請負契約の場合



新築住宅売買契約の場合



- ※1 ここに記載した流れは、一例であり全ての場合に一致するとは限りません。
- ※2 町の申請審査期間は、おおむね1週間～2週間程度となります。
- ※3 この奨励金は、所得税・住民税の課税対象となりますので、各自で確定申告を行う必要があります。

中古住宅を取得した方

奨励金の額

奨励金の額は次の表のとおりとなります。

なお、基準額に該当する加算額を加えた金額と、工事請負契約書または売買契約書の金額（消費税及び地方消費税の額を除く）に補助率を乗じた金額を比較して、少ない額を補助します。

申請者	補助率	基本額	配偶者加算額	子育て世帯加算額 (18歳未満の子1人につき)	最大補助額
50歳未満	1/2	80万円	30万円	30万円 (最大3人まで)	200万円
50歳以上		50万円	20万円	30万円 (最大1人まで)	100万円

※留意事項

- (1) 申請者の年齢は、奨励金対象住宅の交付申請時の年齢で判断します。
- (2) 配偶者加算額は、奨励金対象住宅の交付申請時に申請者と同居しており、戸籍法第74条に規定する婚姻の届出を提出し、受理されている方とします。
- (3) 子育て世帯加算は、奨励金対象住宅の交付申請時の属する4月1日時点の年齢で判断し、交付申請時に申請者と同居している人数に応じて加算されます。
- (4) 対象住宅1戸につき1回限りの交付です。

申請に必要な書類

【対象住宅の交付申請時】

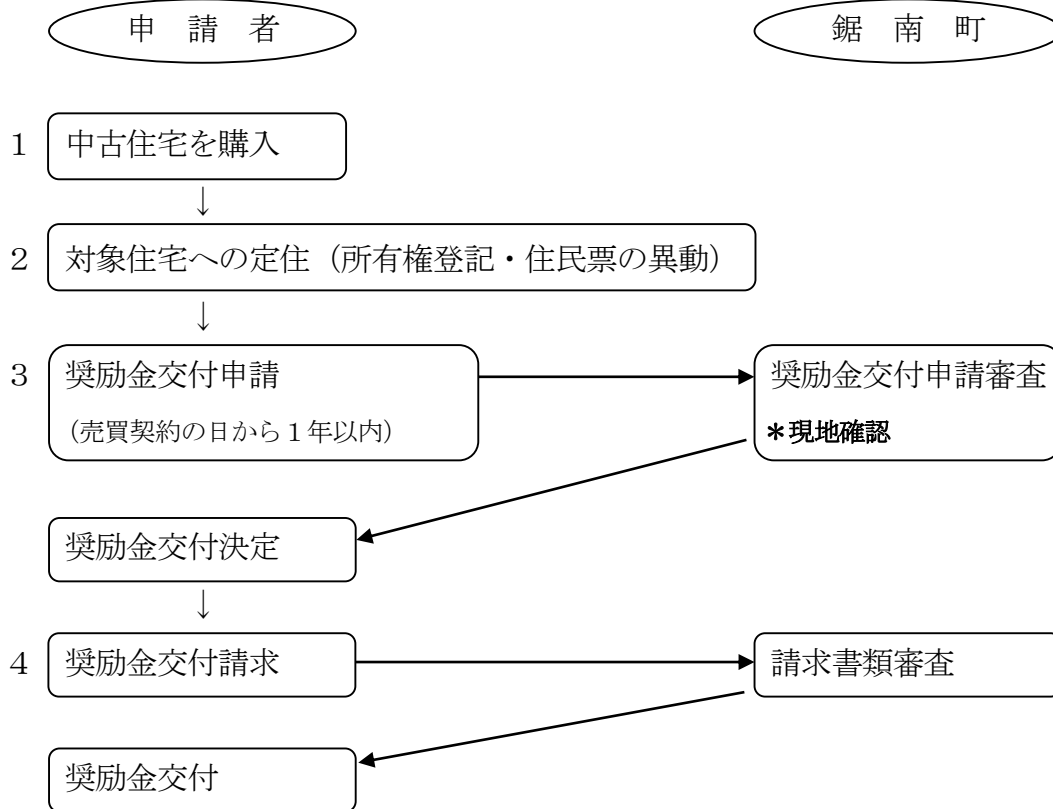
奨励金交付申請については、別紙の「住宅取得奨励金交付申請書（第5号様式）」に必要事項を記載のうえ、下記の添付書類を添えて申請して下さい。

なお、中古住宅の取得の場合は、認定申請の必要はありません。

No.	添付書類	備考
1	申請者及び同居している者の住民票の写し	
2	町税等納付状況調査同意書（第6号様式）	
3	登記事項証明書等の中古住宅の所有者がわかるもの	
4	居住用面積が明らかになる図面及び計算書	
5	売買契約書の写し	
6	定住誓約書(第2号様式) ※申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。	
7	その他町長が必要と認める書類	

- (1) 町で申請の内容を審査後、奨励金の交付決定をした場合には「住宅取得奨励金交付決定通知書（第7号様式）」を、奨励金の交付をしない場合には「住宅取得奨励金不交付決定通知書（第8号様式）」を送付します。
- (2) 奨励金交付決定通知書を受け取った時は、同封された「住宅取得奨励金交付請求書（第9号様式）」に必要事項を記載し、町に提出して下さい。
- (3) 上記の請求書を町が受理し、奨励金交付の手続きが完了次第、奨励金を交付（申請者名義の金融機関口座に振込み）します。

交付までの流れについて



- ※1 ここに記載した流れは、一例であり全ての場合に一致するとは限りません。
- ※2 町の申請審査期間は、おおむね1週間～2週間程度となります。
- ※3 この奨励金は、所得税・住民税の課税対象となりますので、各自で確定申告を行う必要があります。

問い合わせ・申請先

鋸南町役場建設水道課建設環境室

〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3, 458番地

PHONE 0470-55-2133 (直通)

F A X 0470-55-0421

E-mail kenkan@town.kyonan.chiba.jp